

知っトク社会保険（5）

「年金その1 老齢年金」

登場人物

隊おじさん 自衛隊を退官後、社会保険労務士として個人事務所を開業している。

友子 社会のことに興味を持ち始めた中学2年生。隊おじさんは叔父にあたる。

社会科の授業で年金のことを知った友子ちゃん。国民年金は20歳から加入することはわかったけど、もう少し年金について知りたくて、隊おじさんを訪ねました。

友子 今日、年金について勉強したけど、年金ってお得なの？

隊おじさん 友子ちゃん、ストレートに質問するね。年を取るとだんだんと働けなくなるから、年金は働けなくなった時の保障として支給されるものなんだよ。働いていても年金が支給されることにはなっているけど。

友子 Q:年金はいつまで加入しないといけないの？

隊おじさん A:原則加入義務は国民年金が60歳までで、厚生年金が70歳までとなっているよ。また、老齢年金は保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した受給資格期間が10年以上ある場合に、原則として65歳から受け取ることができるよ。

友子 Q:働いていると年金はカットされるの？

隊おじさん A:厚生年金に加入して働いている人、いわゆるサラリーマン等で雇用されている人は年金が支給停止になる場合があるね。年金が支給停止になるかどうかの計算式は次の通りだよ。

年金支給月額

$$= \text{「基本月額} - (\text{基本月額} + \text{総報酬相当額} - 51 \text{万円}) \div 2\text{」}$$

(令和7年度の場合)

基本月額とは月の老齢厚生年金(報酬比例部分)の金額で、(加給年金額を除く)総報酬相当額とはその月の標準報酬月額とその月以前1年間の標準賞与額の合計を12で割った金額のことだよ。

基本月額と総報酬相当額が51万円を超えれば、超えた金額の半分が支給停止の金額になる。

友子 51万円を超えなければ、全額支給されるのね。

隊おじさん そうだよ。また、国民年金部分の老齢基礎年金は報酬に関係なく、全額支給されるし、働いていても厚生年金に加入していない人は、老齢厚生年金が全額支給されるんだ。

友子 Q:年金は65歳より早くもらえることはできないの？

隊おじさん A:希望すれば 60 歳から 65 歳になるまでの間に繰上げて受給することができるよ。

ただし、繰上げ受給は、繰上げた期間に応じて年金額が減額され、生涯にわたり減額された年金を受給することになるよ。

また、繰上げ受給は、一旦受給すると取り消すことができない等注意すべき点がいくつかあるから、注意点を確認してから請求することが必要だね。

友子 Q:年金を遅くもらうと年金額は増えるの？

隊おじさん A:65 歳で受け取らずに 66 歳以後 75 歳までの間で繰下げて、増額した年金を受け取ることができるよ。(昭和 27 年 4 月 1 日以前生まれまたは平成 29 年 3 月 31 日以前に老齢年金を受け取る権利が発生している人は 70 歳まで)

ただし、加給年金が支給されるにもかかわらず、老齢厚生年金を繰下げしてしまうと繰下げた期間の加給年金がもらえないから注意が必要だ。その他にも医療保険・介護保険等の自己負担や税金に影響する場合もあるんだ。

友子 Q:自衛官も同じ厚生年金なの？

隊おじさん A:元々「退職共済年金」という名称の年金が支給されていたんだ。ところが、平成 27 年 10 月から年金制度が一元化されて、自衛官も厚生年金に加入し、老齢厚生年金を受給することになったんだ。

友子 年金って色々複雑なのね。でも、65 歳なんてまだまだ先だから私には関係ない話だわ。

隊おじさん いや、年金は老齢年金だけじゃないんだ。

友子 えっ、そうなの。

隊おじさん じゃあ、今回は老齢年金以外の年金について説明するね。

NPO法人 いきいきライフ相談センター
お問い合わせは丸岡（会員）が承ります。
Mail nmaruoka@jcom.home.ne.jp

筆者

氏名：丸岡 伸章（いきいきライフ相談センター・社会保険労務士）